

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令
規制の名称：地方公共団体に対する員外貸付制限の見直し
規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部署：金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室
評価実施時期：令和2年6月30日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

信用協同組合は、組合員の相互扶助を目的とした非営利法人であり、組合員を対象とした貸付けを行うことを原則としているところ、例外的に組合員向けの貸付けを妨げない限度において、組合員以外の者に対する貸付け（以下「員外貸付」という。）も認められている。員外貸付先の一つとして、地方公共団体が認められているが、他に認められている員外貸付先と合計して、貸付等総額の20%までとした量的制限が設けられている。

足許、信用協同組合と地方公共団体の間では連携協定の締結等、地域活性化に向けた連携強化が成されているが、地方公共団体向け貸付けへの量的制限により、適時での貸付けが不可能となる等、両者間の連携強化の障害となるおそれがある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題】

足許、信用協同組合と地方公共団体の間では連携協定の締結等、地域活性化に向けた関係強化が成されているが、地方公共団体向け貸付けへの量的制限により、適時での貸付けが不可能となる等、両者間の連携強化の障害となるおそれがある。

【改正の内容】

地方公共団体について、信用協同組合が定款で定める地区の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする地方公共団体と地域活性化に資するために連携協定の締結を行っている場合に限り、信用協同組合における員外貸付の量的制限の枠外とする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

地方公共団体向けの貸付けに伴い必要となるリスク管理等に関しては、既存のリスク管理の中で対応を図っており、追加で過大な遵守費用が発生することは見込まれない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

当該緩和を行うことにより、地方公共団体向け貸付けが増加し、そのリスク管理の状況等をモニタリングする必要が生じると考えられるが、信用協同組合のリスク管理等については、これまでも行政によるモニタリングが行われており、新規の業務が発生するものではないことから、追加で過大な行政費用が発生することは見込まれない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

一部地方公共団体に対する貸付けが員外貸付の量的制限から除外されることで、信用協同組合が地方公共団体の資金需要に応えることが可能となる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

—

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

地方公共団体向け貸付けを行う場合、員外貸付の量的制限の枠内に収まっているか都度確認する必要があるが、本案により当該確認を行うことが不要となることが見込まれる。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本案の実施により、地方創生を牽引する地方公共団体とその地域の金融機関である信用協同組合の一層の連携強化が果たされ、地域活性化に繋がることが期待される。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本案においては、地方創生を牽引する地方公共団体とその地域の金融機関である信用協同組合の一層の連携強化が果たされ、地域活性化に繋がることが期待できる。一方、追加で過大な費用が発生することは見込まれず、便益が費用を上回るものと考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

○代替案の内容

全ての地方公共団体向け貸付けを員外貸付の量的制限の枠外とする。

○費用

本案と同様、地方公共団体向けの貸付けに伴い必要となるリスク管理等に関しては、既存のリスク管理の中で対応を図っており、本改正に伴い追加で過大な遵守費用の発生は見込まれない。

また、本案と同様、地方公共団体向け貸付けが増加し、そのリスク管理の状況等をモニタリングする必要が生じると考えられるが、信用協同組合のリスク管理等については、これまでも行政によるモニタリングが行われており、新規の業務が発生するものではないことから、追加で過大な行政費用が発生することは見込まれない。（ただし、代替案は、全ての地方公共団体向け貸付けを員外貸付の量的制限の枠外とすることから遵守費用及び行政費用は本案を上回る。）

○効果（便益）

本案と同様、地域活性化等が期待できる。（なお、代替案は全ての地方公共団体向け貸付けを員外貸付の量的制限の枠外とするものの、地方公共団体はその区域の信用協同組合からも資金の貸付けを受けられることから、代替案で発生する追加的な便益は限定的である。）

○副次的な影響及び波及的な影響

信用協同組合が定款で定める地区の全部又は一部をその区域としない地方公共団体への員外貸付が増加することにより、信用協同組合の本旨である組合員の相互扶助や地域活性化に寄与し難いおそれがある。

○費用と効果の比較

本案と代替案を比較すると、代替案においては、本案と比べて費用が上回る一方、追加的に得られる便益は限定的であると考えられるほか、副次的な影響において、信用協同組合の本旨である組合員の相互扶助や地域活性化に寄与し難いおそれがあるため、本案による改正が適当であると考えられる。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

—

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正後 5 年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本件見直しにより緩和された規制に係る監督上の対応状況等について、総合的に判断して、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握していく。